

## 短期入所に要する費用の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第7 短期入所</p> <p>1 短期入所サービス費(1日につき)</p> <p>イ <u>福祉型短期入所サービス費</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>福祉型短期入所サービス費(I)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(一) <u>区分6 890単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(二) <u>区分5 757単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(三) <u>区分4 624単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(四) <u>区分3 562単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(五) <u>区分1及び区分2 490単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>福祉型短期入所サービス費(II)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(一) <u>区分6 581単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(二) <u>区分5 509単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(三) <u>区分4 307単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(四) <u>区分3 231単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(五) <u>区分1及び区分2 166単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>福祉型短期入所サービス費(III)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(一) <u>区分3 757単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(二) <u>区分2 593単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(三) <u>区分1 490単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>福祉型短期入所サービス費(IV)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(一) <u>区分3 509単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(二) <u>区分2 269単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(三) <u>区分1 166単位</u></p>	<p>第7 短期入所</p> <p>1 短期入所サービス費(1日につき)</p> <p>イ <u>短期入所サービス費(I)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>区分6 890単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>区分5 757単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>区分4 624単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>区分3 562単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(5) <u>区分1及び区分2 490単位</u></p> <p>ロ <u>短期入所サービス費(II)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>区分3 757単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>区分2 593単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>区分1 490単位</u></p> <p>ハ <u>短期入所サービス費(III) 2,400単位</u></p>

ロ 医療型短期入所サービス費

(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ) 2,600単位

(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ) 2,400単位

(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ) 1,400単位

ハ 医療型特定短期入所サービス費

(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) 2,480単位

(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) 2,270単位

(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) 1,300単位

注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。以下別表第7において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

ニ 短期入所サービス費(Ⅳ) 1,400単位

注1 イについては、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 イ(3)については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)に規定する区分1(以下「障害児程度区分1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の程度の区分(以下「障害児の障害の程度の区分」という。)に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4 イ(4)については、障害児程度区分1以上に該当する利用者が、指定児童デイサービスを利用した日又は児童福祉施設に通所した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の程度の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

5 ロ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロ(3)については、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用

2 ロについては、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)に規定する区分1(注4において「障害児程度区分1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の程度の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 ハについては、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。)に対して、医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ニについては、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者

者又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

8 ハ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10 ハ(3)については、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において

又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

介護給付費等単位数表第7のロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

(1) ロの医療型短期入所サービス費（Ⅰ）又はハの医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）を算定する場合の施設基準

(一) 医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）第1条の5第1項に規定する病院であること。

(二) 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、2以上であること。

(三) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること。

(2) ロの医療型短期入所サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又はハの医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合の施設基準

医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは第2項に規定する診療所であって19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第8条第25項の規定による介護老人保健施設であること。

11 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

12 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間（1のイの(2)又は(4)を算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費は算定しない。

## 2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

## 3 重度障害者支援加算 50単位

注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

## 4 単独型加算 130単位

注 指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

5 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

6 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、短期入所サービス費は、算定しない。

## 5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位

ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料（Ⅱ）若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費（Ⅱ）（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない

。

## 6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算（Ⅰ） 22単位

ロ 栄養士配置加算（Ⅱ） 12単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1の口の医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

#### 7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者が、指定障害福祉サービス基準第125条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

#### 8 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短

#### 2 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短



期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。